

令和8年度奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格についての特例

奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部細則

（1）全国大会と全国大会につながる予選に参加できるチーム

- A 各都道府県中学校体育連盟に登録された、国公私立中学校バスケットボール部
- B 各都道府県中学校体育連盟に登録され、各都道府県の教育委員会あるいは市区町村の教育委員会及び奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部内規で取り決めたルールに従って編成された国公私立中学校バスケットボール合同チーム
- C 条件を満たし奈良県中学校体育連盟及び奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部に認定された地域スポーツ団体等

＜チーム及び選手認定の条件＞以下の①～⑫を全て満たすこと。

- ① 奈良県中学校体育連盟主催大会への地域スポーツ団体等に所属する中学生の参加資格についての特例と令和8年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則に該当するチーム及び選手とする。
- ② 地域スポーツ団体に所属する選手が所属する学校内に、中体連主催の大会に出場するバスケットボール部が設置されていないこと。
- ③ 地域スポーツ団体に所属する選手が所属する学校の所在地が市郡（受け皿となっている地域）をまたいでいないことを原則とするが、細則を満たしている団体であれば専門部で協議する。
- ④ 地域スポーツ団体で日常継続的に活動を実施している者の中から上記①・②を満たしている者だけを選抜し、当該地域スポーツ団体名で出場することは認めない。また、地域スポーツ団体で日常継続的に活動を実施している者の中から上記①・②を満たしている者だけを選抜し、今後新たにチームを新設した上で令和8年度の大会に出場することも、地域移行の受け皿として日常継続的に活動が実施してきた実績がないため認めない。
- ⑤ 奈良県中学校体育連盟にチーム登録料を納入したチーム及び選手登録料を納入した者とする。
- ⑥ 全国中学校体育大会開催基準及び近畿中学校総合体育大会開催基準に記載される内容を網羅していること。
- ⑦ JBAのチーム登録が完了していること。
- ⑧ JBAの個人登録が完了していること。

- ⑨ 地域スポーツ団体の所在地がある市町村において、バスケットボール部が設置されていない中学校に所属するバスケットボール競技への活動希望者がすべて参加できるよう、募集要項やホームページ等で公募がなされていること。
- ⑩ 資格（JBA コーチライセンス E 級）を有する者が指導に当たっていること。
※ R9 年度より JBA コーチライセンス D 級が必要となる可能性があるため、R8 年度中にコーチライセンス D 級の取得をお願いします。
- ⑪ 各種大会に大会役員として派遣できる指導者がいること。
※審判員として派遣する指導者については資格（JBA 審判ライセンス）を有する者が望ましい。
- ⑫ 地域スポーツ団体へは学校単位での参加とし、同じ学校の生徒が複数の地域スポーツ団体・部活動に分かれて奈良県中学校体育連盟主催の大会に参加することはできない。チームを構成する学校数に制限はないが、大会に参加を希望する生徒全員がそのチームに所属していること。

（2）地域スポーツ団体の大会参加にむけての中学校体育連盟への登録について

- ① 登録・・・奈良県中学校体育連盟
- ② 認定方法・・・奈良県中学校体育連盟への認定手続きは所定の加盟認定申請書（様式 1～3）を用いること。認定の可否については奈良県中学校体育連盟と奈良県中学校体育連盟バスケットボール専門部が協議し行う。
- ③ 申込期間・・・奈良県中学校体育連盟が設定した期間とする。『令和8年度は1月7日（水）～3月19日（木）が申込期間となり、認定については5月1日（金）までにメールで通知される。』

（3）大会出場について

- ① 全ての選手、スタッフは、同一年度内に実施される奈良県中学校総合体育大会より全国中学校体育大会まで、一人同一のチームでのみエントリーを可能とし、複数のチームからエントリー及び出場することはできない。監督、コーチ、アシスタントコーチ等のスタッフにおいても同様とする。
転校により所属学校や所属チームの変更が生じた際も、全国中学校体育大会や近畿中学校体育大会につながる各都道府県予選にエントリーもしくは出場した後は、新たな所属学校や所属地域スポーツ団体から出場することはできない。
- ② 各チームから大会に参加できるチームは1チームとする。
例：○○A、○○B などは認めない。

- ③ 大会のエントリー用紙に必要事項を記入、捺印の上、JBA チームメンバー一覧表を添えて大会毎の申込期日までに所定の申込先に申し込むこと。
- ④ 地域スポーツ団体等の大会参加に係る必要経費（大会役員の交通費や日当を含む）については、当該地域スポーツ団体から捻出することとする。

（4）選手の移籍について

- ① 国公私立中学校については、転校による場合は移籍とみなさない。
- ② 上記（4）①以外については、JBA の規定通りとする。

（5）大会運営について

参加する地域スポーツ団体から、必ず大会の運営役員を選出すること。運営役員は審判員、その他大会役員として大会運営に協力していただく。

※チームが負けた後も大会期間中は運営に協力すること。

（6）その他

- ・認定後にこの細則に違反があった場合は奈良県中学校体育連盟と協議の上、大会参加を取り消す場合もありうる。
大会参加後であった場合は大会結果を取り消すこともありうる。
- ・令和9年度以降については、令和9年度全国中学校体育大会地域スポーツ団体等の参加の特例バスケットボール競技部細則等が発出された後、それらに則って検討、決定していく。
- ・この細則は必要に応じて今後も検討を続けていく。